

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
介護職員等の処遇改善に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の介護職員等の処遇改善に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に定める介護職員等は、次のとおりとする。

- (1) 本会で勤務する正規職員であり、かつ職員の給与に関する規程第4条に定める給料表のうち「事務職・介護職（一般）」を適用している者。
- (2) 本会で勤務する非正規職員であり、かつ介護職員として雇用契約を締結している者。

(処遇改善の方法)

第3条 介護職員等には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給するほか、処遇改善一時金（以下、「一時金」という。）を支給する。

- 2 前項のほか、介護職員等の能力向上のために必要な措置を講じるとともに、腰痛対策等、労働安全衛生対策を推進する。

(一時金の額等)

第4条 一時金の額は、1週あたり40時間勤務する者に対して、原則として月額基準15,000円を支給することとし、1週あたりの勤務時間が40時間に満たない者については、それぞれの勤務時間に比例した額を支給するものとする。

- 2 月の途中で採用または退職、欠勤等した場合は、第1項に定める一時金に対して実際に勤務した時間に比例した額を支給するものとする。ただし、年次有給休暇及び特別休暇については、この限りではない。
- 3 本会の介護事業実績が、年度当初の計画から増減した場合は、第1項に定める一時金の額を規模に応じて増減することがある。
- 4 第1項に定める一時金の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(支給方法)

第5条 一時金の支給日は、毎年9月10日（前期一時金）と3月10日（後期一時金）とし、あらかじめ介護職員等が申し出ている毎月の給与支払い方法に準じて支給する。ただし、当日が休日の場合は繰り上げるものとする。

- 2 第6条に定める算定期間の途中で介護職員等が退職した場合は、退職日までの期間を算定し、前項の支給日に限らず、速やかに支給する。

3 一時金は、通貨をもって職員に支給する。

(算定期間)

第6条 一時金の算定期間は、次のとおりとする。

(1) 前期一時金の算定期間は、毎年4月1日から9月30日までとする。

(2) 後期一時金の算定期間は、毎年10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、最初に支給する一時金の算定期間は、12月1日から翌年3月31日までの4ヶ月間とする。

(休職期間中の取り扱い)

第7条 休職期間中は、一時金を算定しないものとする。

(支給期間)

第8条 この規程に定める介護職員等の処遇改善措置は、介護職員処遇改善交付金事業に基づいて実施しているため、平成24年5月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成21年10月 1日から施行する。